

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤

表 1. 3 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	切削幅 2. 0m	R	28. 50	
路面切削機 (クローラ式・廃材積込装置付)	切削幅 2. 0m	R	25. 40	
除雪ドーザ (クローラ型) [普通]	21 t	R	21. 90	
スタビライザ [路床改良用]	深 0. 6m 幅 2. 0m	R	23. 00	
スタビライザ [路床改良用]	深 1. 2m 幅 2. 0m	R	24. 70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30. 00	
油圧式杭圧入引拔機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29. 70	
アスファルトフィニッシャ ホイール型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	舗装幅 3. 0～8. 5m	R	21. 00	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0. 4 m ³ ／平積 0. 3 m ³	R	22. 00	

(注) 1. 車載の R はトレーラである。

2. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(4) 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

1) 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用

仮設材等の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

U：仮設材等の運搬費（円/片道）

E：基本運賃（円/ t）

運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F 1：冬期割増

F 2：深夜・早朝割増

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他

(注) 1. 端数処理は、運賃及び料金は当該輸送トン数毎に計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切捨てる。

2. 仮設材等の運搬は、原則として往復分を計上する。

正

表 1. 3 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	切削幅 2. 0m	R	28. 50 (27. 00)	()内は排出ガス 対策型(2014 年 規制) の場合の 機械質量
路面切削機 (クローラ式・廃材積込装置付)	切削幅 2. 0m	R	25. 40	
除雪ドーザ (クローラ型) [普通]	21 t	R	21. 90	
スタビライザ [路床改良用]	深 0. 6m 幅 2. 0m	R	23. 00	
スタビライザ [路床改良用]	深 1. 2m 幅 2. 0m	R	24. 70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30. 00	
油圧式杭圧入引拔機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29. 70	
アスファルトフィニッシャ ホイール型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	舗装幅 3. 0～8. 5m	R	21. 00	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0. 4 m ³ ／平積 0. 3 m ³	R	22. 00	

(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。

2. 車載の R はトレーラである。

3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(4) 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

1) 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用

仮設材等の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

U：仮設材等の運搬費（円/片道）

E：基本運賃（円/ t）

運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F 1：冬期割増

F 2：深夜・早朝割増

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他

(注) 1. 端数処理は、運賃及び料金は当該輸送トン数毎に計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切捨てる。

2. 仮設材等の運搬は、原則として往復分を計上する。

該当項

備考

1-2-15

土木積算基準に合わせた変更

土木積算基準に合わせた変更

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤		正		該当項	備考
(5) 重建設機械分解・組立 1) 適用範囲 工事現場に搬入搬出する重建設機械の分解・組立及び輸送に適用する建設機械は、次表を標準とする。		(5) 重建設機械分解・組立 1) 適用範囲 工事現場に搬入搬出する重建設機械の分解・組立及び輸送に適用する建設機械は、次表を標準とする。		1-2-18	土木積算基準に合わせた変更
表1. 4 適用建設機械		表1. 4 適用建設機械			
機 械 区 分	適 用 建 設 機 械	機 械 区 分	適 用 建 設 機 械		
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下	ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下		
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積1.0 m ³ 以上～2.1 m ³ 以下（平積0.7 m ³ 以上～1.5 m ³ 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4 m ³ 以上～0.6 m ³ 以下	バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積1.0 m ³ 以上～2.1 m ³ 以下（平積0.7 m ³ 以上～1.5 m ³ 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4 m ³ 以上～0.6 m ³ 以下		
クローラクレーン系	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル 〔油圧ロープ式〕 平積0.6 m ³ 以上～3.0 m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕	クローラクレーン系	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル 〔油圧ロープ式〕 平積0.6 m ³ 以上～3.0 m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕		
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 100 t 以上～550 t 以下	トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 100 t 以上～550 t 以下		
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ （防音カバー装置を除く） 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下	クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ （防音カバー装置を除く） 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下		
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕 掘削径 2,000 mm以下	オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕 掘削径 2,000 mm以下		
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機 機械質量 20 t 以上～120 t 以下	地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機 機械質量 20 t 以上～120 t 以下		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器を除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下		サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下		
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下		土木積算基準に合わせた変更

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤				正				該当項	備考
2) 施工歩掛				2) 施工歩掛				1-2-19	土木積算基準に合わせた変更
(イ) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。				(イ) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。					
表1. 5 クレーンの規格選定				表1. 5 クレーンの規格選定					
機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン		機 械 区 分		規 格		
			名 称	規 格				名 称	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表1. 4 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表1. 4 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	25 t 吊
ブルドーザ		21 t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊	ブルドーザ		21 t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	25 t 吊
		44 t 級以下					44 t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊	地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	25 t 吊
		質量 120 t 以下		60 t 吊			質量 120 t 以下		60 t 吊
	サンドパイル打機	質量 60 t 以下				サンドパイル打機	質量 60 t 以下		
	粉体噴射攪拌機	質量 120 t 以下				粉体噴射攪拌機	質量 120 t 以下		
	深層混合処理機 プレファブリケイット バーチャルレーン打機	質量 180 t 以下				深層混合処理機 プレファブリケイット バーチャルレーン打機	質量 180 t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (グラムシェル平積 0.6 m³含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊	クローラクレーン系		35 t 吊以下 (グラムシェル平積 0.6 m³含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	25 t 吊
		80 t 吊以下 (グラムシェル平積 2.0 m³含む)					60 t 吊		
		150 t 吊以下 (グラムシェル平積 3.0 m³含む)		150 t 吊以下 (グラムシェル平積 3.0 m³含む)					
		300t 吊以下		300t 吊以下					
トラッククレーン系		表1. 4 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	70 t 吊	トラッククレーン系		表1. 4 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	70 t 吊
		200t 吊以上 360t 吊以下	リフター 〔せり上げ能力〕	50t 吊			200t 吊以上 360t 吊以下	リフター 〔せり上げ能力〕	50t 吊
		550t 吊以下					550t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60 t 吊	クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	60 t 吊
		質量 100 t 以下					質量 100 t 以下		
		質量 150 t 以下					質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表1. 4 参照 本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 〕 70t 吊を使用する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70 t 吊	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表1. 4 参照 本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・基礎工事用・ 排出ガス対策型 (2014 年規制) 〕 70～90t 吊を使用する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用 ・排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	70～90 t 吊
		表1. 4 参照 本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 〕 100t 吊を使用する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t 吊			表1. 4 参照 本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・基礎工事用・ 排出ガス対策型 (2014 年規制) 〕 100t 吊を使用する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用 ・排出ガス対策型 (2014 年規制)〕	100t 吊

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤							正							該当項	備考
														1-2-21	土木積算基準に合わせた変更
機 械 区 分		規 格 区 分	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑費 率 (%)	機 械 区 分		規 格 区 分	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑費 率 (%)		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]		〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕 70t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4	オールケーシング掘削機 [スキッド式]		〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事用・ 排出ガス対策型 (2014年規制)〕 70～90t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4		
		〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)〕 100t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	370	3			〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事用・ 排出ガス対策型 (2014年規制)〕 100t 吊を使用する場合〕		4.9	11.9 (h)	361	3	
		〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)〕 100t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	361	3									
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4	地盤改良機械	中層混合処理機			60 t 以下	16.0	2.4	265	
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3			120 t 以下	41.2	6.3	211	3		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッド バーチカルブレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3		サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッド バーチカルブレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3		
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3			120 t 以下	41.2	6.3	211	3		
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3			180 t 以下	64.6	9.9	210	3		
トンネル用機械			5.4	2.0	582	8	トンネル用機械		—	5.4	2.0	582	8	土木積算基準に合わせた変更	

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤	正	該当項	備考
(2) 積算方法 1) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)のうち下記項目とする。 (イ) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (ロ) 不稼働日の保安要員等の費用 (ハ) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 (ニ) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (ホ) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露対策は、仮設工に計上する） (ヘ) 安全用品等に要する費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む） (ト) 安全委員会等に要する費用 2) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 夜間工事における照明設備に要する費用 (ロ) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費要する費用（積算方法は、第7章「空港請負工事における現場環境改善費の積算」による） (ハ) 高圧作業の予防に要する費用 (ニ) 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 (ホ) 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等） (ヘ) その他、現場条件等により積上げを要する費用 (ト) 粉塵飛散防止対策に要する費用 1－7 役務費 (1) 役務費の積算 役務費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 土地の借上げ等に要する費用 2) 電力、用水等の基本料 3) 電力設備用工事負担金 (2) 積算方法 1) 役務費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 1－8 技術管理費 (1) 技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。 1) 品質管理のための試験等に要する費用 2) 出来形管理のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1) から3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (2) 積算方法 1) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。 (イ) 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用 (ロ) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (ハ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (ニ) 完成図、<u>マイクロフィルム</u>の作成及び電子納品等の作成に要する費用 (ホ) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (ヘ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (ト) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	(2) 積算方法 1) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)のうち下記項目とする。 (イ) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (ロ) 不稼働日の保安要員等の費用 (ハ) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 (ニ) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (ホ) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露対策は、仮設工に計上する） (ヘ) 安全用品等に要する費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む） (ト) 安全委員会等に要する費用 2) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 夜間工事における照明設備に要する費用 (ロ) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費要する費用（積算方法は、第7章「空港請負工事における現場環境改善費の積算」による） (ハ) 高圧作業の予防に要する費用 (ニ) 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 (ホ) 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等） (ヘ) その他、現場条件等により積上げを要する費用 (ト) 粉塵飛散防止対策に要する費用 1－7 役務費 (1) 役務費の積算 役務費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 土地の借上げ等に要する費用 2) 電力、用水等の基本料 3) 電力設備用工事負担金 (2) 積算方法 1) 役務費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 1－8 技術管理費 (1) 技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。 1) 品質管理のための試験等に要する費用 2) 出来形管理のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1) から3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (2) 積算方法 1) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。 (イ) 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用 (ロ) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (ハ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (ニ) 完成図の作成及び電子納品等の作成に要する費用 (ホ) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (ヘ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (ト) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	1-2-24	土木積算基準に合わせた変更

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤	正	該当項	備考
(チ) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (リ) 施工管理で使用するOA機器の費用 (ヌ) 品質証明に係る費用（品質証明費） (ル) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 2) 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 特殊な品質管理に要する費用 a 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 b 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 c 溶接試験：放射線透過試験（現場） (ロ) 現場条件等により積上げを要する費用 a 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用 b 試験盛土等の工事に要する費用 c 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的として特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 d その他前記 a、b、c に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用。 (ハ) 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 (ニ) ICT 建設機械に要する以下の費用 a 保守点検 b システム初期費 c 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 なお、システム初期費については1工事当り使用機種毎に一式計上する（施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に1式計上とする）。 (ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 1－9 営繕費 (1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 4) 労働者の輸送に要する費用 5) 上記1）、2）、3）に係る土地・建物の借上げに要する費用 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 7) 1）～6）に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用 (2) 積算方法 1) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記（1）の1）～5）とし、積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。 (イ) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地借上げ費用等を含めた必要な費用を積上げるものとする。 (ロ) その他、現場条件等により積上げを要する費用	(チ) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (リ) 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共通システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） (ヌ) 品質証明に係る費用（品質証明費） (ル) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 2) 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 特殊な品質管理に要する費用 a 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 b 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 c 溶接試験：放射線透過試験（現場） (ロ) 現場条件等により積上げを要する費用 a 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用 b 試験盛土等の工事に要する費用 c 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的として特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 d その他前記 a、b、c に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用。 (ハ) 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 (ニ) ICT 建設機械に要する以下の費用 a システム初期費 （1工事当り使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とする。） b 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 (ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 1－9 営繕費 (1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 4) 労働者の輸送に要する費用 5) 上記1）、2）、3）に係る土地・建物の借上げに要する費用 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 7) 1）～6）に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用 (2) 積算方法 1) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記（1）の1）～5）とし、積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。 (イ) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地借上げ費用等を含めた必要な費用を積上げるものとする。 (ロ) その他、現場条件等により積上げを要する費用	1-2-25	土木積算基準に合わせた変更 土木積算基準に合わせた変更

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤	正	該当項	備考
第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算 ① 空港請負工事における現場環境改善費の積算 1. 現場環境改善費 1－1 対象となる現場環境改善内容 工事に伴い実施する仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携の現場環境改善を対象とする。 1－2 適用の範囲 工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場環境改善を必要とする場合に適用する。 1－3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 1) 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ K：現場環境改善費 i：現場環境改善費率（単位：％ 小数第3位四捨五入し、第2位とする） $i = 4.6687 \cdot 4.3 \cdot P_i^{-0.5911}$ Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品（共通仮設費対象分）＋事業損失防止施設費） α：積上げ計上分 2) 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携）毎に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。 3) 積上げ計上分（α）に計上されるものは、別表－1以外で特別な現場環境改善を行うための費用である。なお、別表－2を参照のこと。 4) 現場環境改善に関する費用の対象額は50億円を限度とする。 (2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。	第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算 ① 空港請負工事における現場環境改善費の積算 1. 現場環境改善費 1－1 対象となる現場環境改善内容 工事に伴い実施する仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携の現場環境改善を対象とする。 1－2 適用の範囲 工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場環境改善を必要とする場合に適用する。 1－3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用及び特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 1) 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ K：現場環境改善費 i：現場環境改善費率（単位：％ 小数第3位四捨五入し、第2位とする） $i = 4.6687 \cdot 4.3 \cdot P_i^{-0.5911}$ Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品（共通仮設費対象分）＋事業損失防止施設費） α：積上げ計上分 2) 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携）毎に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。 3) 積上げ計上分（α）に計上されるものは、別表－1以外で避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用及び特別な現場環境改善を行うための費用とする。なお、避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用については、1－4を参照とし、特別な現場環境改善を行うための費用については、別表－2を参照のこと。 4) 現場環境改善に関する費用の対象額は50億円を限度とする。 (2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。	1-7-1	文言追加 文言追加

誤	正	該当項	備考																																																																																																
2) プライムコート プライムコートの標準散布量 <table><tr><th>工 種</th><th>施工区分</th><th>散 布 量</th></tr><tr><td>プライムコート</td><td>新 設</td><td>1.0ℓ/㎡</td></tr></table> (注) 1. 上表により難しい場合は、別途散布量を定めることができる。 2. 養生に砂が必要な場合は、標準として、1,000㎡当り 1.5㎡の砂を計上し、散布労務として普通作業員を砂 1㎡当り 0.5人計上することができる。 施工機械の選定 1) ディストリビュータ 作業能力 <table><tr><th>単位散布量</th><th>1,000㎡当り散布日数</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>プライムコート (1.0ℓ/㎡)</td><td>0.05 日</td><td></td></tr></table> (注) ディストリビュータの「補給箇所から散布箇所までの往復に要する時間 (min)」は考慮していないので、上表により難しい場合は別途算定すること。 2) アスファルトスプレヤ 作業能力 <table><tr><th>単位散布量</th><th>1,000㎡当り散布日数</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>プライムコート (1.0ℓ/㎡)</td><td>0.8 日</td><td></td></tr></table> (3) プライムコート 1,000㎡当り単価表 <table><tr><th>名 称</th><th>形状寸法</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>瀝 青 材 料</td><td></td><td>ℓ</td><td>1,150</td><td>1.0ℓ/㎡×1.15×1,000㎡=1,150</td></tr><tr><td>ディストリビュータ運転</td><td></td><td>日</td><td>0.05</td><td></td></tr><tr><td>(アスファルトスプレヤ運転)</td><td></td><td>(日)</td><td>0.8</td><td></td></tr><tr><td>(ト ラ ッ ク)</td><td>(2 t 積)</td><td>(日)</td><td>0.8</td><td></td></tr><tr><td>諸 経 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>瀝青材費の2%</td></tr></table> (注) ディストリビュータを標準として計上する。 ただし、現場状況等によりアスファルトスプレヤを計上することができる。	工 種	施工区分	散 布 量	プライムコート	新 設	1.0ℓ/㎡	単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要	プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.05 日		単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要	プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.8 日		名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	瀝 青 材 料		ℓ	1,150	1.0ℓ/㎡×1.15×1,000㎡=1,150	ディストリビュータ運転		日	0.05		(アスファルトスプレヤ運転)		(日)	0.8		(ト ラ ッ ク)	(2 t 積)	(日)	0.8		諸 経 費		式	1	瀝青材費の2%	2) プライムコート プライムコートの標準散布量 <table><tr><th>工 種</th><th>施工区分</th><th>散 布 量</th></tr><tr><td>プライムコート</td><td>新 設</td><td>1.0ℓ/㎡</td></tr></table> (注) 1. 上表により難しい場合は、別途散布量を定めることができる。 2. 養生に砂が必要な場合は、標準として、1,000㎡当り 1.5㎡の砂を計上し、散布労務として普通作業員を砂 1㎡当り 0.5人計上することができる。 施工機械の選定 1) ディストリビュータ 作業能力 <table><tr><th>単位散布量</th><th>1,000㎡当り散布日数</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>プライムコート (1.0ℓ/㎡)</td><td>0.05 日</td><td></td></tr></table> (注) ディストリビュータの「補給箇所から散布箇所までの往復に要する時間 (min)」は考慮していないので、上表により難しい場合は別途算定すること。 2) アスファルトスプレヤ 作業能力 <table><tr><th>単位散布量</th><th>1,000㎡当り散布日数</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>プライムコート (1.0ℓ/㎡)</td><td>0.8 日</td><td></td></tr></table> (3) プライムコート 1,000㎡当り単価表 <table><tr><th>名 称</th><th>形状寸法</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>瀝 青 材 料</td><td></td><td>ℓ</td><td>1,150</td><td>1.0ℓ/㎡×1.15×1,000㎡=1,150</td></tr><tr><td>ディストリビュータ運転</td><td></td><td>日</td><td>0.05</td><td></td></tr><tr><td>(アスファルトスプレヤ運転)</td><td></td><td>(日)</td><td>0.8</td><td></td></tr><tr><td>(ト ラ ッ ク)</td><td>〔普通型〕2 t 積</td><td>(日)</td><td>0.8</td><td></td></tr><tr><td>諸 経 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>瀝青材費の2%</td></tr></table> (注) ディストリビュータを標準として計上する。 ただし、現場状況等によりアスファルトスプレヤを計上することができる。	工 種	施工区分	散 布 量	プライムコート	新 設	1.0ℓ/㎡	単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要	プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.05 日		単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要	プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.8 日		名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要	瀝 青 材 料		ℓ	1,150	1.0ℓ/㎡×1.15×1,000㎡=1,150	ディストリビュータ運転		日	0.05		(アスファルトスプレヤ運転)		(日)	0.8		(ト ラ ッ ク)	〔普通型〕2 t 積	(日)	0.8		諸 経 費		式	1	瀝青材費の2%	3-2-22	機械損料表に合わせた変更
工 種	施工区分	散 布 量																																																																																																	
プライムコート	新 設	1.0ℓ/㎡																																																																																																	
単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要																																																																																																	
プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.05 日																																																																																																		
単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要																																																																																																	
プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.8 日																																																																																																		
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																																																																															
瀝 青 材 料		ℓ	1,150	1.0ℓ/㎡×1.15×1,000㎡=1,150																																																																																															
ディストリビュータ運転		日	0.05																																																																																																
(アスファルトスプレヤ運転)		(日)	0.8																																																																																																
(ト ラ ッ ク)	(2 t 積)	(日)	0.8																																																																																																
諸 経 費		式	1	瀝青材費の2%																																																																																															
工 種	施工区分	散 布 量																																																																																																	
プライムコート	新 設	1.0ℓ/㎡																																																																																																	
単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要																																																																																																	
プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.05 日																																																																																																		
単位散布量	1,000㎡当り散布日数	摘 要																																																																																																	
プライムコート (1.0ℓ/㎡)	0.8 日																																																																																																		
名 称	形状寸法	単 位	数 量	摘 要																																																																																															
瀝 青 材 料		ℓ	1,150	1.0ℓ/㎡×1.15×1,000㎡=1,150																																																																																															
ディストリビュータ運転		日	0.05																																																																																																
(アスファルトスプレヤ運転)		(日)	0.8																																																																																																
(ト ラ ッ ク)	〔普通型〕2 t 積	(日)	0.8																																																																																																
諸 経 費		式	1	瀝青材費の2%																																																																																															

誤					正					該当項	備考		
4－2　型枠工 （１）舗設用型枠設置撤去 100m当り単価表					4－2　型枠工 （１）舗設用型枠設置撤去 100m当り単価表					3-2-24	機械損料表 に合わせた 変更		
名　　称	形状寸法	単　　位	数　　量	摘　　要	名　　称	形状寸法	単　　位	数　　量	摘　　要				
スチールフォーム 〔舗装用・軌条付〕	(3m×舗設厚さ)	供用日・本	133.33 (166.67)	4日(5日)×100m÷3m (　)内数量は冬期数量	スチールフォーム 〔舗装用・軌条付〕	(3m×舗設厚さ)	供用日・本	133.33 (166.67)	4日(5日)×100m÷3m (　)内数量は冬期数量				
ピンポール		本	200	0.9×1／20 (20回使用)	ピンポール		本	200	0.9×1／20 (20回使用)				
諸　　雑　　費		式	1	上記の2％	諸　　雑　　費		式	1	上記の2％				
ト　ラ　ッ　ク	2 t	h	2.6		ト　ラ　ッ　ク	〔普通型〕2 t 積	h	2.6					
普　通　作　業　員		人			普　通　作　業　員		人						
ゲ　タ　材　損　料	角材	式	1	必要に応じて計上する。	ゲ　タ　材　損　料	角材	式	1	必要に応じて計上する。				
(注) 舗装型枠数量は、100mとする。					(注) 舗装型枠数量は、100mとする。								
1) 型枠設置撤去 100m当りの労力歩掛					1) 型枠設置撤去 100m当りの労力歩掛								
舗装厚	型枠据付	ピン付	小運搬	取外整備	その他	計	舗装厚	型枠据付	ピン付	小運搬	取外整備	その他	計
15 cm～20 cm未満	2 人	1.5 人	1.0 人	1.0 人	0.5 人	6.0 人	15 cm～20 cm未満	2 人	1.5 人	1.0 人	1.0 人	0.5 人	6.0 人
20 cm～25 cm 〃	2 〃	1.5 〃	1.0 〃	1.5 〃	1.0 〃	7.0 〃	20 cm～25 cm 〃	2 〃	1.5 〃	1.0 〃	1.5 〃	1.0 〃	7.0 〃
25 cm～30 cm 〃	2 〃	1.5 〃	1.5 〃	2.0 〃	1.0 〃	8.0 〃	25 cm～30 cm 〃	2 〃	1.5 〃	1.5 〃	2.0 〃	1.0 〃	8.0 〃
30 cm～42 cm以下	2 〃	1.5 〃	2.0 〃	2.0 〃	1.5 〃	9.0 〃	30 cm～42 cm以下	2 〃	1.5 〃	2.0 〃	2.0 〃	1.5 〃	9.0 〃
2) 舗装型枠1サイクル当り供用日数は4日を標準とし、冬期においては1日加算し5日とする。					2) 舗装型枠1サイクル当り供用日数は4日を標準とし、冬期においては1日加算し5日とする。								
(2) 軌条設置撤去（コンクリート上） 100m当り単価表					(2) 軌条設置撤去（コンクリート上） 100m当り単価表								
名　　称	形状寸法	単　　位	数　　量	摘　　要	名　　称	形状寸法	単　　位	数　　量	摘　　要				
軌　　　　条	15 kg／m	供用日	2.0		軌　　　　条	15 kg／m	供用日	2.0					
普　通　作　業　員		人	3.0		普　通　作　業　員		人	3.0					
トラック(クレーン装置付)運転	4～4.5 t 積2.0 t 吊	h	2.7		トラック(クレーン装置付)運転	4～4.5 t 積2.0 t 吊	h	2.7					
諸　　雑　　費		式	1	労務費の5％	諸　　雑　　費		式	1	労務費の5％				
(注) 軌条数量は、100mとする。					(注) 軌条数量は、100mとする。								

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤	正	該当項	備考
(3) 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。 一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。 1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。 2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。 第3節 業務委託料の積算 3-1 建設コンサルタントに委託する場合 (1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額） ＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×{1＋(消費税率)} 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 (2) 各構成費目の算定 1) 直接人件費 設計等業務に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。 2) 直接経費 直接経費は、2-2(1)2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて積算する。2-2(1)2)の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。 3) その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 その他原価＝（直接人件費）×α／(1-α) ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 また、係数(α/(1-α))の端数は、パーセント表示の小数第3位を四捨五入し、第2位まで算出する。 4) 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等＝（業務原価）×β／(1-β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。 また、係数(β/(1-β))の端数は、パーセント表示の小数第3位を四捨五入し、第2位まで算出する。 5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。 消費税等相当額＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×(消費税率)	(3) 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。 一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。 1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。 2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。 第3節 業務委託料の積算 3-1 建設コンサルタントに委託する場合 (1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額） ＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×{1＋(消費税率)} 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 (2) 各構成費目の算定 1) 直接人件費 設計等業務に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。 2) 直接経費 直接経費は、2-2(1)2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、国土交通省所管旅費取扱規則等に準じて積算する。2-2(1)2)の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。 3) その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 その他原価＝（直接人件費）×α／(1-α) ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 また、係数(α/(1-α))の端数は、パーセント表示の小数第3位を四捨五入し、第2位まで算出する。 4) 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等＝（業務原価）×β／(1-β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。 また、係数(β/(1-β))の端数は、パーセント表示の小数第3位を四捨五入し、第2位まで算出する。 5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。 消費税等相当額＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×(消費税率)	2	港湾請負工事積算基準の改訂に合わせた変更

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤	正	該当項	備考
3－5 職種の定義 (1) 設計業務 ①主任技術者 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。	3－5 職種の定義 (1) 設計業務 ①主任技術者 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。	5	港湾請負工事積算基準の改訂に合わせた変更
②理事・技師長 複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。	②理事・技師長 複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。		
③設計主任技師 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。	③主任技師 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。		
④技師（A） 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。	④技師（A） 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。		
⑤技師（B） 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。	⑤技師（B） 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。		
⑥技師（C） 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。	⑥技師（C） 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。		
⑦技術員 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。	⑦技術員 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。		
定型業務 ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 ・設計条件、計画諸元の設定等が容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく左右されない業務	定型業務 ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務		港湾請負工事積算基準の改訂に合わせた変更
非定型業務 ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 ・比較検討のウェイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 ・文化性、芸術性が特に重視される業務 ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 ・計画から設計まで一貫した業務	非定型業務 ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 ・比較検討のウェイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 ・文化性、芸術性が特に重視される業務 ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 ・計画から設計まで一貫した業務		

誤	正	該当項	備考																																							
3－6 旅費の算定 (1) 適用の範囲 調査設計業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。 (2) 旅費の算出方法 1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。 2) 鉄道運賃等 ①鉄道運賃については、その乗車に要する運賃を計上する。 ②複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。 ③特急料金については、下記により計上するものとする。 I) 特急列車を運行している区間については、片道 100km 以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。 II) 急行列車を運行している区間については、片道 50km 以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。 3) 宿泊料（国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合） 積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。 4) 日当（普通旅費） 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2 分の 1 日当を原則とする。 5) 日当・宿泊料 <table><tr><th rowspan="3">職 種</th><th rowspan="3">日 当</th><th colspan="5">宿 泊 料</th></tr><tr><th colspan="2">普 通 旅 費</th><th colspan="3">滞 在 日 額 旅 費</th></tr><tr><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>30 日未満</th><th>30 日以上 60 日未満</th><th>60 日以上</th></tr><tr><td>主任技術者、理事・技師長、主任技師</td><td>2,363 円/日</td><td>11,909 円/日</td><td>10,727 円/日</td><td rowspan="2">8,354 円/日</td><td rowspan="2">7,509 円/日</td><td rowspan="2">6,681 円/日</td></tr><tr><td>技師(A)、技師(B)、技師(C)</td><td>2,000 円/日</td><td>9,909 円/日</td><td>8,909 円/日</td></tr><tr><td>技 術 員</td><td>1,545 円/日</td><td>7,909 円/日</td><td>7,090 円/日</td><td>6,736 円/日</td><td>6,063 円/日</td><td>5,390 円/日</td></tr></table> (注) 1. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 2. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 3. 宿泊料とは「旅館に宿泊する場合」を適用している。	職 種	日 当	宿 泊 料					普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費			甲地方	乙地方	30 日未満	30 日以上 60 日未満	60 日以上	主任技術者、理事・技師長、主任技師	2,363 円/日	11,909 円/日	10,727 円/日	8,354 円/日	7,509 円/日	6,681 円/日	技師(A)、技師(B)、技師(C)	2,000 円/日	9,909 円/日	8,909 円/日	技 術 員	1,545 円/日	7,909 円/日	7,090 円/日	6,736 円/日	6,063 円/日	5,390 円/日	3－6 旅費の算定 1) 適用の範囲 測量、調査設計業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。 2) 旅費の算出方法 旅費算出の基本式は、下記のとおりとする。 (1) 宿泊を要しない場合 旅 費 ＝ 交 通 費 (注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 (2) 宿泊を要する場合 旅 費 ＝ 基 準 日 額 ＋ 宿 泊 手 当 ＋ 宿 泊 費 ＋ 交 通 費 (注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 3) 旅費の算出 (1) 旅費の積算については、国土交通省所管旅費取扱規則等に準じて行うものとする。 (2) 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を 勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規定とする） 第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。 <table><tr><th>宿泊手当</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>2,181 円</td><td>宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は 3 分の 2 の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は 3 分の 1 の額を計上する。</td></tr></table> (注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (3) 宿泊費 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して旅費支給規定で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。 (旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。（小数 1 位を切捨てとする。）） (4) 車中および船中泊 旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。	宿泊手当	摘 要	2,181 円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は 3 分の 2 の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は 3 分の 1 の額を計上する。	6	港湾請負工事積算基準の改訂に合わせた変更
職 種			日 当	宿 泊 料																																						
				普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費																																				
	甲地方	乙地方		30 日未満	30 日以上 60 日未満	60 日以上																																				
主任技術者、理事・技師長、主任技師	2,363 円/日	11,909 円/日	10,727 円/日	8,354 円/日	7,509 円/日	6,681 円/日																																				
技師(A)、技師(B)、技師(C)	2,000 円/日	9,909 円/日	8,909 円/日																																							
技 術 員	1,545 円/日	7,909 円/日	7,090 円/日	6,736 円/日	6,063 円/日	5,390 円/日																																				
宿泊手当	摘 要																																									
2,181 円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は 3 分の 2 の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は 3 分の 1 の額を計上する。																																									

空港請負工事積算基準 令和7年4月 正誤表

誤	正	該当項	備考
(3) 旅費の構成 旅費算出における基本構成は、下記のとおりとする。 1) 宿泊を要しない場合 旅費＝交通費 注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 2) 宿泊を要する場合 旅費＝基準日額＋日当＋宿泊費＋滞在日額旅費＋交通費 注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 (4) その他 1) 作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。 ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。 2) 協議、打合せ、報告 協議、打合せ、報告が標準歩掛に明示してある歩掛については、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、旅費については往復旅行に関わる交通費のみを計上する。 ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる往復人件費を含むことが適切でない場合は、別途考慮する。 3) 設計等業務における協議、打合せ、報告及び旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。 4) 交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。	(5) 鉄道賃等 鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。 (6) その他 1. 作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。 ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。 2. 協議、打合せ、報告 協議、打合せ、報告が、標準歩掛に明示してある歩掛については、歩掛（〇人／回）に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する。また、協議、打合せ、報告が設計等業務の標準歩掛に明記されていない場合は、往復旅行時間にかかる基準日額を含み0.5人/回を標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する。 ただし、双方の場合において、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は、別途考慮する。 3. 設計等業務における協議、打合せ、報告および旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。	7	港湾請負工事積算基準の改訂に合わせた変更

誤						正						該当項	備考
3. 機種の選定 切削オーバーレイ工に使用する機械・規格は、次表を標準とする。						3. 機種の選定 切削オーバーレイ工に使用する機械・規格は、次表を標準とする。						参-4-10	機械損料表 に合わせた 変更
表3. 1 機種の選定						表3. 1 機種の選定							
作業種別	機械名	規 格	単 位	数 量	摘 要	作業種別	機械名	規 格	単 位	数 量	摘 要		
路 面 切 削	路 面 切 削 機	〔クローラ式・廃材積込装置付〕・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 切削幅2.0m×深さ32cm	台	2		路 面 切 削	路 面 切 削 機	〔クローラ式・廃材積込装置付〕・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 切削幅2.0m×深さ32cm	台	2			
廃 材 運 搬	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 10 t 積級	〃	必要数		廃 材 運 搬	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 10 t 積級	〃	必要数			
路 面 清 掃	路 面 清 掃 車	〔ブラシ・四輪式〕 ホッパ容量2.5～3.1m ³	〃	1		路 面 清 掃	路 面 清 掃 車	〔ブラシ・四輪式〕 ホッパ容量2.5～3.1m ³	〃	1			
瀝青材料散布	ディストリ ビュータ	〔トラック架装式〕・ タンク容量 2,000～3,000ℓ	〃	1		瀝青材料散布	ディストリ ビュータ	〔トラック架装式〕・ タンク容量 2,000～3,000ℓ	〃	1			
瀝青材料散布	トラック	〔普通型〕 4～4.5t 積	〃	1		瀝青材料散布	トラック	〔普通型〕 4～4.5t 積	〃	1			
合 材 敷 均 し	アスファルト フィニッシャ	〔ホイール型〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 舗装幅3.0～8.5m	〃	2		合 材 敷 均 し	アスファルト フィニッシャ	〔ホイール型〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 舗装幅3.0～8.5m	〃	2			
合 材 締 固 め	ロードローラ	〔マカダム〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 運転質量10t 締固め幅2.1m	〃	2		合 材 締 固 め	ロードローラ	〔マカダム〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 運転質量10～12t 締固め幅2.1m	〃	2			
	タイヤローラ	〔普通型〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 運転質量8～20 t	〃	2			タイヤローラ	〔普通型〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 運転質量8～20 t	〃	2			
	振 動 ロ ー ラ	(舗装用) 〔搭乗・タンデム式〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 運転質量6～7.5 t	〃	1			振 動 ロ ー ラ	(舗装用) 〔搭乗・タンデム式〕 排出ガス対策型(第2次基準値) 運転質量6～7.5 t	〃	1			
(注) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラは賃料とする。						(注) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラは賃料とする。							
4. 編成人員 切削オーバーレイ工の日当り編成人員は、次表を標準とする。						4. 編成人員 切削オーバーレイ工の日当り編成人員は、次表を標準とする。							
表4. 1 日当り編成人員						表4. 1 日当り編成人員							
(人)						(人)							
土木一般世話役		特殊作業員		普通作業員		土木一般世話役		特殊作業員		普通作業員			
1.5		7.6		9.3		1.5		7.6		9.3			

